

令和2年7月21日

横浜市立大口台小学校
学校運営協議会準備委員会【資料】

横浜市立大口台小学校
校長 田川 斉史

学校運営協議会の開設準備・申請について

1. 開設のねらい

従来からの地域の力と学校教育の連携を、さらに「学校応援団」の強化を通して充実を図る

2. 状況と今後

- 平成31年度まで「大口台小学校 学校づくり懇話会」

本会を「学校運営協議会開設準備委員会」とし、令和2年度10月開設を目指す。

2月「学校懇話会」で、学校運営協議会委員名簿を提案し、承認を受ける。

→紙面開催により、提案できず。

→7月「準備委員会」を開催し、委員名簿を確認…「学校づくり懇話会委員」の承認を求める。

→委員の承認を受け、開設のための申請書を作成し提出する。(7月31日)

- 令和2年10月1日から「大口台小学校 学校運営協議会」

- 本校では、構成する委員の素地はある。

- 本校では、協議会としての機能がすでに働いている。

地域…見守り隊、学校・地域コーディネーター、社会福祉協議会、児童委員・民生委員
保護者…図書ボランティア

3. 学校運営協議会の役割及び概要

学校を支える仕組みの強化を担う

委員構成…15名まで(①②③立場の異なる構成) 代理出席なはい

① 地域住民

連合町内会長、社会福祉協議会、地域防災・防犯担当、安全担当、学校・地域コーディネーター、キッズ、主任児童委員・民生委員、等

② 保護者代表

PTA 会長等

③ 学識経験者

ブロック中学校長ほか、外部有識者

【承認事項】

上記の条件により、別表の通り「大口台小学校学校運営協議会 委員名簿」を作成しましたので、記載の方々に委嘱することについてご承認ください。

4. 学校運営協議会とは…

| | 学校運営協議会 | 学校評議員 | 学校づくり懇話会 |
|--------------|--|---|--|
| 根拠法令等 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5 | 学校教育法施行規則第49条、横浜市立学校の管理運営に関する規則第4条の3 | 「まち」とともに歩む学校づくり懇話会の設置について(平成14年12月教育長通知) |
| 役割 | 保護者や地域住民が一体となった学校運営の改善、児童生徒の健全育成に取り組む。 | 保護者や地域住民の意向を把握・反映しその協力を得る。学校運営状況を周知し説明責任を果たす。 | 地域住民に学校状況を周知し、相互に意見交換を行う。 |
| メンバー | 教育委員会が適当と認める者 | 教育に関して理解や識見を有する者 | 地域代表、保護者代表、有識者等 |
| 人数 | 15名以内 | 原則5名以内 | 任意(10~15人程度) |
| 任命・委嘱 | 教育委員会が協議会を設置する学校を指定、委員を任命。教育委員会による指定の取消や委員の解任あり | 校長の希望により設置 校長の推薦により教育委員会 が委嘱 | 校長が委嘱 |
| 活動内容 (権限) | 校長が作成する学校運営に関する基本的な方針の承認 学校運営に関する教育委員会又は校長に対する意見の申出 ・設置校の教職員の任用に関する教育委員会に対する意見の申出(法に定める権限あり) | 校長の求めに応じて学校運営に関し意見を述べる(具体的な権限はない) | 学校づくり等に関する意見交換等(具体的な権限はない) |

5. 年間活動の見通しと地域学校協働本部(令和3年度以降)

年間4回(①③⑤⑥)の協議会と学校公開

- 5月 学校説明会：協議会(1)「本年度の計画、地域支援本部の計画」
- 6月 土曜参観日：授業参観：協議会(2)「経過確認、意見交換」等
- 10月 校内授業研究・運動会
- 11月 校内音楽会：協議会(3)「中間報告、意見交換」等
- 2月 授業参観：協議会(4)「取り組みの振り返り、学校評価」等

6. 地域学校協働本部…地域と学校をつなぐ具体の姿

〈学習支援〉

実習支援(家庭科、書写、水泳、音楽、図工等) 図書ボランティア クラブ活動支援 アシスタントティーチャー 校外学習補助 英語・漢字検定会場 等

〈生活支援〉

登下校安全指導【見守り隊】 学校環境整備 花壇整備 ふれあい清掃 等

〈地域連携支援〉

学校・地域防災(総合防災、避難所等) 地域行事(地域交流まつり、神奈川中ふれあいコンサート等) 福祉教育(ふれあい活動) 情操教育(音楽活動の地域公開) キャリア教育・環境教育等の講師依頼、等